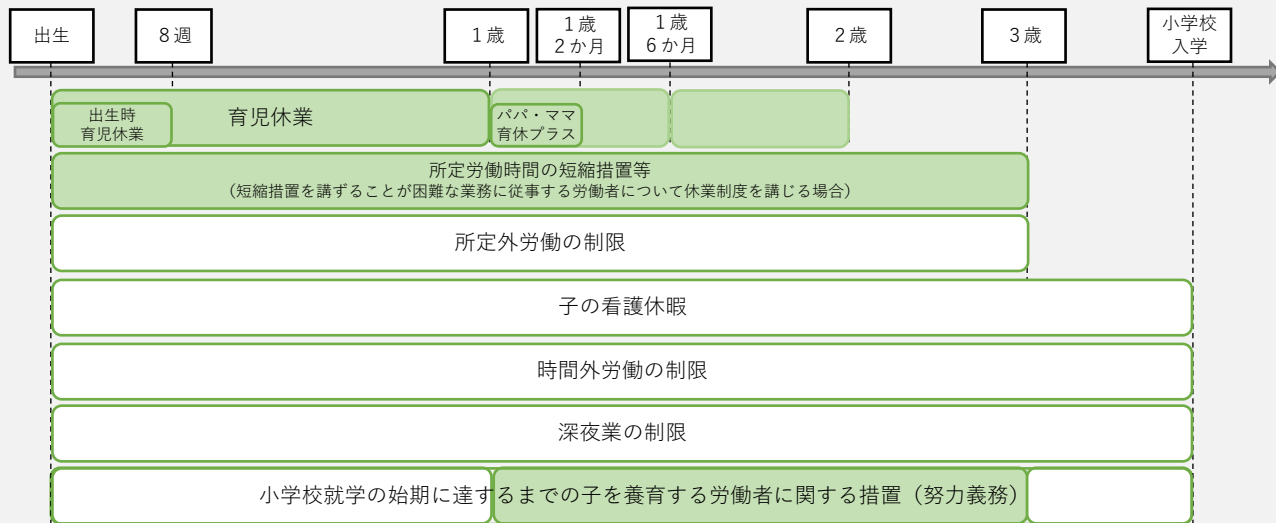


育児休業制度及び健康保険料の免除要件の改正

★育児休業制度の全体像（塗りつぶし部分は健康保険料の免除対象となることがあります）

育児・介護休業法における育児休業制度の全体像は下図のとおりです。



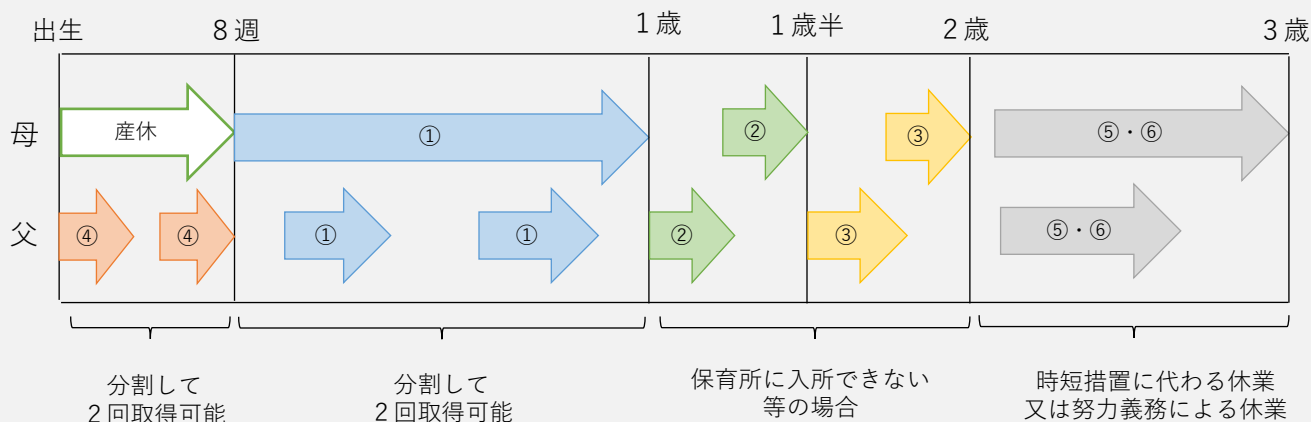
※出生時育児休業は令和4年10月1日施行

★健康保険料が免除となる「育児休業等」とは次の6種類があります。（④は令和4年10月1日施行）

- ① 1歳に満たない子を養育するための休業
 - ② 1歳から1歳6月に満たない子を養育するための休業
 - ③ 1歳6月から2歳に満たない子を養育するための休業
 - ④ 子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間内に4週間以内の期間を定めてする休業（出生時育児休業）
 - ⑤ 3歳に満たない子を養育するものについての所定労働時間の短縮措置を講ずることが困難な業務に従事する労働者に講じる育児休業に関する制度に準ずる措置による休業
 - ⑥ 1歳から3歳に達するまでの子を養育するものについて育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業
- } 育児休業
} 等

※実務的には、⑤は①～④の育児休業の後に取得することになるため、⑥と同じく1歳から3歳までの休業となります。

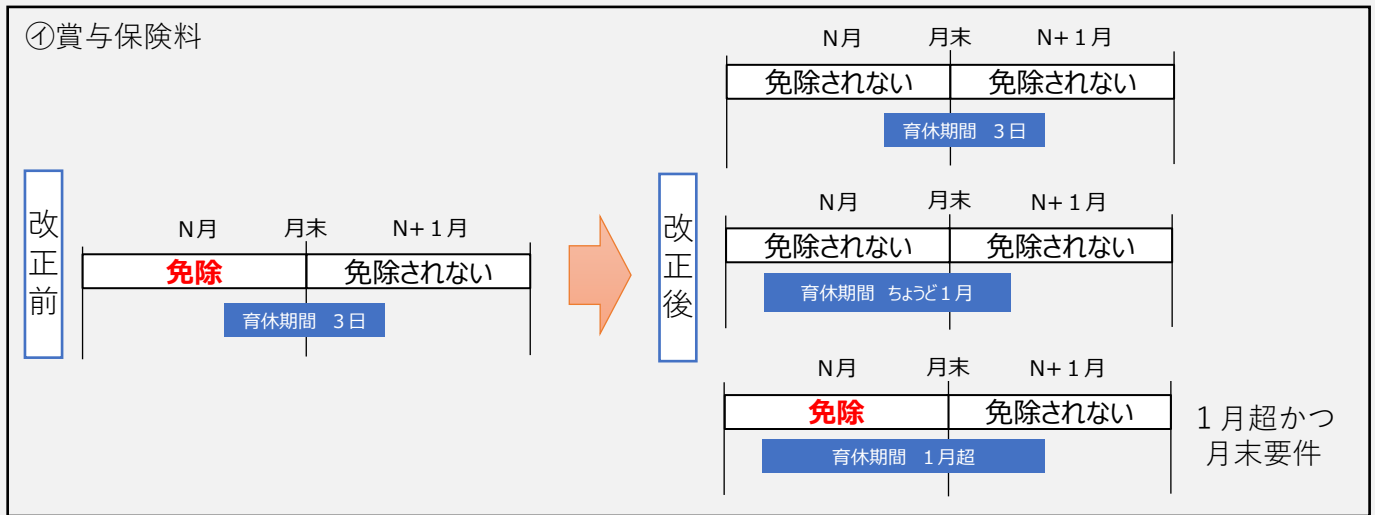
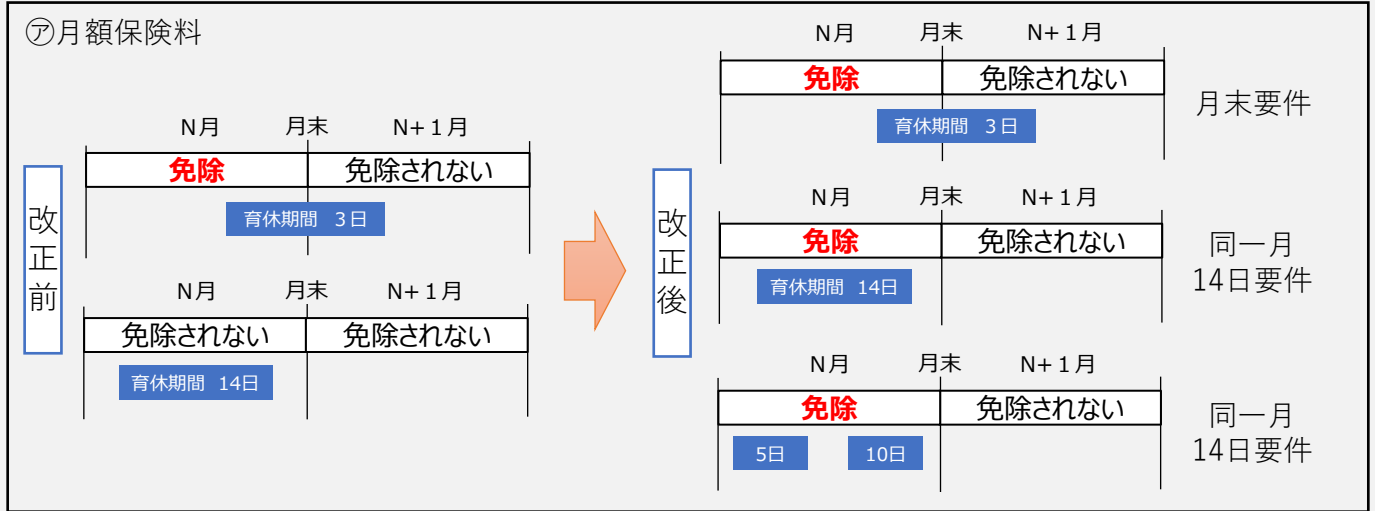
★健康保険料が免除となる「育児休業等」の取得方法の例は下図のとおりです。（令和4年10月1日以降）



★令和4年10月1日から、健康保険料の免除の要件が変わります。（健保法第159条）

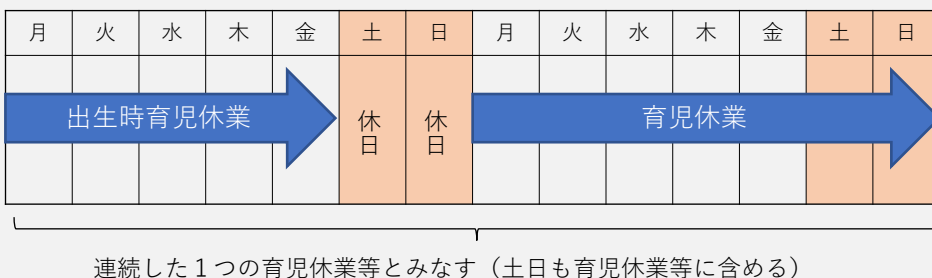
次のいずれかに該当する場合に、その月の保険料が免除されます。

- ①開始日が属する月と終了日の翌日が属する月が異なる場合・・・月末に育児休業等を取得していること
 - ②開始日が属する月と終了日の翌日が属する月が同一の場合・・・14日以上の育児休業等を取得していること
- ※賞与保険料については、育児休業等の期間が1月超の場合に限ります。②の要件は1月超にはなり得ないため、賞与保険料については①の要件と「1月超」を満たすことが保険料免除の要件となります。



1. 休日等を挟んで複数の育児休業を取得した場合（健保法第159条第2項、健保則第135条第5項）

土日等の休日や有給休暇等の労務に服さない日を挟んで複数回の育児休業等を取得していた場合は、実質的に連続して育児休業等を取得しているため、1つの育児休業等とみなします。



2. 出生時育児休業中に就労した場合（健保法第159条第1項第2号、健保則第135条第4項）

出生時育児休業では、過半数組合又は過半数代表との労使協定を締結している場合に限り、労働者と事業主の合意した範囲内で就業が可能です。就労の上限は、①休業期間中の所定労働日・所定労働時間の半分、②休業開始・終了予定日を就業日とする場合は当該日の所定労働時間数未満です。

例：所定労働時間が1日8時間、1週間の所定労働日が5日の労働者が、2週間の出生時育児休業で一部就業する場合（期間中の所定労働日10日、所定労働時間80時間）
 ⇒就業の上限は、就業日数5日、就業時間40時間（休業開始・終了予定日については8時間未満）となる。

開始日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目	12日目	13日目	終了日
4時間	休	休	8時間	6時間	休	休	休	休	休	休	休	休	6時間
休				休		4時間				4時間	4時間		休

上記のように就労したとき、日単位の就業日数は1日（4日目）、時間単位の就労については3日（時間単位の就労時間28時間、所定労働時間8時間であることから、 $28 \div 8 = 3.5$ 、1未満の数は切り捨てる）となるため、育児休業等の日数は14日 - 4日 = 10日となります。

3. 「1月超」の考え方（賞与保険料の免除要件）

「1月」は民法の規定により暦に従って計算します。起算日が月の途中の場合は、起算日の応当日の前日に満了します。応当日がないときはその月の末日に満了します。

開始日	1月の満了日	解説
2月1日	2月28日	月初に開始しているので、月末で1月となる。 ⇒2月1日～3月1日で「1月超」
2月11日	3月10日	月初以外に開始しているので、応当日の前日で1月となる。 ⇒2月11日～3月11日で「1月超」
1月29日 1月30日 1月31日	2月28日 (※)	月初以外に開始していて応当日がないので、その月の末日で1月となる。 ⇒1月29日～3月1日、1月30日～3月1日、1月31日～3月1日で「1月超」

※うるう年ではないものとする。



民法第143条（暦による期間の計算）

1 週、月又は年によって期間を定めたときは、その期間は、暦に従って計算する。

2 週、月又は年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の週、月又は年においてその起算日に相当する日の前日に満了する。ただし、月又は年によって期間を定めた場合において、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日に満了する。

4. 経過措置

改正後の規定は、施行日（令和4年10月1日）以後に開始した育児休業等について適用されます。施行日以降は、育児休業等の開始日によって健康保険料の免除要件が異なるため、注意が必要です。

育休開始時期	令和4年9月	令和4年10月	令和4年11月	令和4年12月	
令和4年10月以後に開始した場合					：育休等の期間
		新要件	新要件	新要件	
令和4年9月以前に開始した場合					
	旧要件	旧要件	旧要件	旧要件	

新要件：改正後の免除要件が適用される
 旧要件：改正前の免除要件が適用される